慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	支那の君主及び国体
Sub Title	
Author	橋本, 増吉
Publisher	三田学会
Publication year	1911
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.5, No.1 (1911. 1) ,p.29- 54
JaLC DOI	10.14991/001.19110115-0029
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19110115-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

magna cum laude partly upon rank in regular examinations and partly as the result of an oral examination taken in the senior year upon the student's "major"; the *summa cum laudé* is not to be conferred except in very rare cases, and then only for altogether exceptional-ability.

From this brief description of the group-elective system, and discussion of its origin, aims and possible results, it is hoped that some idea of what is going on at Harvard may be apparent. For a much fuller description the reader is referred to the *Report of the President for 1908-09.*

To apply this new system and the ideas upon which it is based to the curriculum of Keio, the writer hopes to have the privilege of printing a second paper in some subsequent number of this magazine.

支那の君主及び國體

橋本增吉

現代の支那帝國が君主國體にして專制政體なる事は、明白なる事實として世人の疑はざる所なり。然れども其君主國體の實質に就て之を考ふるに、其國體たるや、之を吾が國體に於て見るが如き、比較的純粹なる族父的君主國體に比するに、其趣き大に異なるものあり。而かも更に之を以て其他の獨裁的君主國體若しくは民主國體に比するも、亦頗る其意義を異にするものあり。而して支那國體の眞相を知らんと欲せば、先づ其古代に溯ぼりて、其國家成立の由て來る所を窮めざるべからず。然れども余輩の淺學なる、もとより、未だ此難問を解し得たりと信ずるにあらず。今は唯だ其一端を推考し、以て先輩諸賢の叱正を仰がんと欲するのみ。

從來支那の國體に關して論ぜられたる諸賢に就ては、余輩の寡聞淺學なる、未だ多くを知らずと雖も、今其二三に就て之を觀るに、皆支那に於ては其家族的精神甚だ盛にして、家族制度が其國家の根底たり、治國の基礎たるに至りし事を認めらる

ゝものゝ如し。例へば桑原博士の如き、嘗て「支那古代の祭祀に就き」（史學雜誌第七編九六七頁以下）て論せらるゝに當り、支那の政體に論及せられ、「世界萬國、其太古に於ける政體は、皆多少家族的性質を帶びたるは、復爭ふべからざる事實なりと雖も、然かも其家族制度の尤も完全なる發達をなせしは、蓋し支那を以て第一とす」と斷じ、また「支那に於ける家族制度は實に絶大なる勢力を有し、遂に治國平天下の大基礎となる」と論せられ、且つ書經堯典の一節、詩の大雅思齊編の一節、及び論語、孝經、孟子等を引用して「家族制度が國家の根柢をなす」ものなる事を證し、孔門一派の人々が家族制度を以て治國の基礎となし、孝悌を以て施政の根本となせし事に及び、「此の如くして家族制度は、永遠支那の政治上に於て、隱然たる一大勢力を有するに至れり」と斷ぜらる。また有賀博士も其著社會學に於て、ジョンソン氏が東洋宗教誌上にて、「從來世人は支那の政體を以て、全く他國に類似なきものとなしたるも、其實決して然らず。今尚支那社會の單位は、族長政治を行へる、村落共會にあり」と論ぜし所說に贊同を表せられ、「支那は室家を以て國政の模範とするを以て、世界に有名なる國なり。支那の社會は恰かも一家の如く、支那の王は恰かも家長の如しとは、常に世人の云ふ所なり」と論ぜらる。而して先年織田博士監督の下に、京都帝國大學內、臺灣舊慣調査會に於て編纂せられたる「清國行政法中」に於ても、亦殆んど同一意味の所說あり。即ち清國の政體を論ぜらるゝに當りて、其政權の基礎に及び、「支那に於て君主が政權を總攬するは、古來一種の族長主義により、今尚ほ變更する所なし」。（清國行政法四一頁以下）と斷じ、「抑も原始國家は血統を同くする民族より成り、君主は其民族の嫡宗に出で、神意を承けて各民族を統御したるものにして、族長制度は實に此血族團體の關係に胚胎せるものなり」となし、故に「支那の國家制度も、亦蓋し此通有の事例に洩れざりし時代あり」しなるべきを假定し、「然れども唐虞三代以降の制度は既に其趣きを一變し、事實上の族長主義を捨てゝ、思想上の族長主義を採り、君者民之父母也との思想により、君民の關係を定めたるものゝ如し」と論じ、「故に此時代に在りては、君主は一家の長にして、人民は其家族なりと云ふと雖も、畢竟政治上の理由に出でたる擬制にして、眞正なる血族關係ありしにあらず」となし、「惟ふに支那の如く土地廣大にして民族の錯綜せる國家に於ては、單に血族上の關係よりして人民を感服せしむるの制度は永續すべからず。且つ族長にして一旦德望を缺き、統御の道を失ふ

ときは又收拾すべからざるが故に、血統關係の有無に拘はらず、人民を愛撫するものは、則ち族長なり、君主なりとするに至りしなり」と斷ぜられ、而かも其支那社會が古來族長制度を重んじ、家父は一家の長として、絶對無限の權力を有するの事實あるを見て、「故に支那にありては、國家組織の基礎と、社會組織の基礎とは、古より相分離し、國家組織に於ては、國家が民族に對する關係は已に絶え一般人民は直接に國家の民衆たるに至りしなり。唯其關係は之を血族關係に擬するを以て、社會上に於ける事實上の族長主義の觀念は、國家關係にも適用せられ、思想上の族長たる君主は、其家族たる人民に對して、絶對無限の權力を有するものとせられたり」と論せらる。其所謂「國家組織の基礎と社會組織の基礎とは、古より相分離せり」とは果して何事を意味せらるゝものなるか、漠然として不明の感なき能はずと雖も、其言によりて其意を察すれば、其所說たるや、要するに、「支那の社會は、古來絶對無限の權力を有する家父によりて率ゐらるゝ家族の集合によりて形成せられしものなり」と雖も、其民族甚だ錯綜するが爲めに、純粹なる族父的君主國體の發達を見る事能はず。唯だ族父主義を以て統治する、擬制的の族父的君主國體を見るに至れりとせらるゝものゝ如し。

然れども更に一歩を進めて、然らば何が故にかのレックス氏の所謂「支那政府は理論上專制的なれども、實際上は之と同程度に於て民主的なり」と云へるが如き、またジョン、ロッス氏が「支那の政治は民主々義によりて樹立し、且つ維持せらるゝの專制政治なり」と評せしが如き、全く矛盾せる政治思想の發生を見るに至りしかを考ふるに及び、「余輩は「清國行政法」に於て、是を解して「擬制的族長主義は其裏面に於ては君主の權力に對して一大制限を加ふるものたる事を知らざるべからず」（清國行政法四十二頁）と論じ、「立君爲民也との原則は君者民之父母也との主義を相追隨するものにして、君主は族長として無限の權力を有し、任意專斷することを得るも、又同時に家族たる人民を愛育撫養せざるべからず。乃ち其の權力は自己の威福を作るがために無限なるにあらずして、專ら人民の幸福を計るがために無限なるなり」（同上）と說かれしが如き、皆之れ何等の理由なき獨斷的說明に非ざるかを疑ふなり。何となれば「清國行政法」に於ては、前に其所謂擬制的族長主義なるものを解して、思想上の族長主義なりとせられ、而してまた其族長なるものは、絶對無限の權力を有す

るものなりとせられたり。然らば思想上此の如き族長を以て主義とする君主は、また當然絶對無限の權力を有する事を主義とするものならざるべからず。而かも其裏面に於て君主の權力に一大制限の加はるあり。而して其君主は、立君爲民也との原則に從ひ、其制限に當然服從すべき義務ある事を承認する以上は、既に事實上はもとより、思想上と雖も、其所謂族長主義とは、大に面目を異にせる別種の思想なること、明白なる事實にあらずや。且つまた支那に於ては所謂天命思想なるものゝ存在する事を忘るべからず。「清國行政法」に於ては、之を解して、所謂天子は天意を承けて之を行ふの義務ある者の義なりとせり。然らばもし支那の君主にして、單に族長主義によりてのみ、其國家を統治するものなりとせば、何が故に天子は天の意を承けて之を行ふの義務ありとする、一種特異なる思想を發生するに至りしか。此一大事實に對しては實に、「清國行政法」は何等の説明を與ふる事なしと雖も、桑原博士は其「支那古代の祭祀に就き」(史學雜誌第七編)で論ぜらるゝに當り、「家族制度が其國體の中堅をなせる支那に於て、祭祖の禮の重大視せらるゝに至るは、蓋し必然の結果なり」とし、而かも「爾く家族制度の發達し、爾く祖先の祭祀を重ぜし支那に於て、一定せる國家的宗廟を缺き、從ふて朝廷に於ける祭祖の禮が國家的祭祀中に於て最高の位置に立つ事能はざりし所以を疑ひ、乃ち支那建國の由來に及び、其古代に於ては群后の權勢强盛にして、世襲的君主の存在を許さず、寧ろ報功の風盛なりしが故に、國家的宗廟の必要なく、君主は古來支那民族間に行はれたる、天崇拜の思想を利用し、有功者を以て天に配するの風ありしと雖も、夏禹以來は政治上に於て、世襲君主の基礎漸く定まりしが故に、「報功の風漸く衰へて尊祖の風勢を得、從て祖宗を以て天に配するに至りしなりとせられ、乃ち祭天の事に及び、支那に於て祭天の祭が、最も重大なる國家的祭祀にして、獨り天子の特權に歸せしものなる事を認められ、之を要するに天子なるものは、上は天に代りて民を育し、下は民に代りて天に事へ、此の如く天人の際に立ちて以て天下を統治す。畢竟これ神權政治の一種のみ。思ふに彼等祖先の宗廟は、終に以て一定不遷なる國家的宗廟となすに足らず。從ふて其祖先の餘德は、未だ以て主權者の位置を十分鞏固ならしむる能はず。故に天下兆民の等しく畏敬措かざる天を利用し來り、天子なるものは天より一種の特權を附與されたるものとして以て民心を維持する者なる事を論じ、更に

孝經聖治章の一節を引き來りて「祭祖と祭天と一」となりしを說き、是に於てか王家の基礎始めて牢然拔くべからず」とし、而かも直ちに「皇天無親、惟德是輔」とは、古來支那人種が一般に確信して疑はざる所」にして、「天子と雖も、亦決して此制裁以外に超然たる能はざる」事を明言し、以て其國家の基礎の事實上甚だ薄弱なることを示し、「主權者に尊嚴を附與する天は、又同時に之を主權者より剝奪する權力を有すべきものなり」と斷じ、更に吾が族父的君主國體との比較に及び、禮記禮運第九の一節、夫政必本於天、殽以降命とあるを引き來りて「唯此一事以て、我國と支那との國體の異同如何を明示して餘あり」、となし、「卽彼此共に祭政一致たりと雖も、我の重んずる所は祭祖にありて、彼の尊ぶ所は祭天にあり。（中略）之を要するに日本支那共に祭祀を重んせしと雖も、彼は偏に祭天に傾き我は專ら祭神を重んず。祭神を重んずる我は實に皇統連綿たる國體を有し、祭天に傾ける彼は遂に革命頻繁たるを免かれず。兩國國體の異同其の由來悠遠なりと云ふべし」と論せらる。是に由て之を觀れば、博士は支那の國體を以て、神權的にして且つ族父的なる君主國體なりとなし、而かも吾が國體と支那國體との間に於ける相違の由て來る所は、其祭祖と祭天との相違にありとせらるゝものゝ如し。然れども祭祖祭天の國風は兩國國體の相異るに至りし原因由來にあらずして、寧ろ其結果なり。吾れは祭祖の風を重しとせしが故に、此の如き國體を形成するに至りしものにあらずして、吾れは此の如き國體なりしが故に、祭祖の風を重んずるに至り、彼はかの如き國體なりしが故に、祭天の風を重んずるに至りしなり。されば單に祭天の風を有すとの事實は、以て支那國體の由來を說明するに足らず。且つ唐虞以前の支那古代に於て、報功の風盛なりしがために有功者を天に配せし事ありとの所說に對しては、其證として國語及び禮記の一節を擧げられたりと雖も、是等史料の史的價値に對して、多大なる疑念を有する余輩は、未だ俄かに其所說に贊同する事能はざるなり。然れども支那歷朝の諸帝王が祭天の禮を以て最高のものなりとし、其禮を以て天子の特權なりとなし、其祖宗を以て之を天に配せし事に至ては博士の論せられたるが如く、また疑ふべからざる事實なり。而して其天崇拜の思想と共に、既に「清國行政法」に於ても論せられしが如く、また廣池千九郎氏が曾て其著東洋法制史序論中に於て、詳論せられしが如く、民主

的平等的思想の存在も、亦爭ふべからざる事實なり。且つ家族制度祖宗崇拜の風なるものが、既に諸賢の論せられしが如く、支那國家の形成に對して、一種の著しき意味を有するものなる事も、亦明白なる事實なり。是に於てか余輩は支那に於て其民族を支配せし、家族的思想、民主的思想及び天命思想なる、三大社會的思想の存在を認めざるべからず。而かも此三大思想中後の二者は互に相伴ひ存在し得べき性質のものにして、同一系統の思想なりと雖も、最初の一思想は、後の二思想に對して全く矛盾せるものにして、此相矛盾せる二大思想系統が、唯だ支那に於てのみ、其不可思議なる調和を得たる所以のもの、是れ卽ち支那國體の他國の國體に比して特異なる所以なり。然らば支那の國體は果して如何なる性質のものにして、如何なる事情の下に發生せしものなるか。

穗積博士の憲法論に曰く、「國體は主權の存する所によりて定まり、政體は主權の行動する形式よりて定まる」と。又曰く、「國體の問題は主權が何人に存するかと云ふ問題なり。政體の問題は主權が如何に機關を備へ、如何なる形式に於て、如何に運動するかと云ふ主權行動の方法形式の問題なり」と。而して其國民にして、其國

家の主權が、唯だ一人の手に存する事を確信し居る場合には、其國體を以て君主國體なりとなすべしとせば、支那の如きも我國と同じく、之を君主國體と稱すべく、其主權は其君主卽ち王或は帝に屬するものなる事、古來不變の事實なり。或は古代に於て議會制度存在せりとの說なきにあらざるも、然れどもたとひ此の如きものの存在せし事ありしとするも、要するに一種の諮問機關に過ぎざりしものゝ如く、之あるがために主權の所在に變動を來せしものありしを信ずること能はず。然れども其君主に對する其國民の思想觀念は其君主が其主權を所有するに至りし事情形式の相違によりて、之を異にするに至るものにして、而して其國民の思想觀念の相異なるに從ひ、等しく君主國體と稱せらるゝものゝ中に於ても、また種々の相違を生ずるに至るべし。是卽ち日本も支那も共に君主國體なりと雖も、また其間に明白なる差別を存する所以なり。故に支那國體の眞相を知らんと欲せば、則ち先づ其國民の主權者に對する思想觀念を窮めざるべからず。而して其思想觀念の由て來る所を知らんと欲せば、則ち其國家成立の由來を窮めざるべからず。

飜て支那の原始的社會狀態を考ふるに、要するに黃河流域に於ける異種屬諸部

落の集合雜住によりて始まりしものなるべく、（史學雜誌廿一編七號所載、余の支那古代姓氏論參照）從て其等諸部落間に於ける相互の競爭は甚だ激烈なるものありしなるべく、此の如き間にありて其部落の存在せんがためには、先づ第一に其部落內部の鞏固なる團結を必要となせしなるべし。而して原始時代に於ける一部落なるものは、卽ち一家族の發展によりてなりしものなれば（ポスト氏著「太古の社會」、マクレナン氏著「古代史の研究」及「原始的婚姻論」、ラボック氏著「文明の起原及人類の原始的狀態」、モルガン氏著「古代社會論」、ウエスタマーク氏著「人類婚姻史」等參照）其家族的團結を鞏固ならしむる所以の者は則ち其部落內部の團結を鞏固ならしむる所以にして、從てかの所謂家族制度なるものが、重要視せらるゝに至るべきは、蓋しまた必要の結果なるべし。是れ卽ち其初期の時代にありては、世界萬國何れの國に於ても、皆其家族的性質を保有せし所なり。支那に於ても亦同樣の事なりしなるべく、而して其等諸部落間の競爭の結果、最も鞏固なる家族的團結を有するものは、當然其間の優者として、他の附近の劣勢なる諸部落を併呑し、之と同時に、また其保護を仰ぎて之に附屬するものも漸く增加し、こゝに卽ち所謂覇者となり、更に進で萬姓を包有平章して、遂に天下に王たるに至るものなるが故に、一方より之を觀れば、支那國家の成立たるや、明かに

國家の膨脹、家族制度の發展を意味するなり。而かも其王者たるものが、此の如くして統一したる國家をして、出來得る限り鞏固なるものたらしめん事を望むべきは、また必然の事にして、從て其眞に壓服し得たる範圍、卽ち天下の主要部たる、所謂中國の要地には、自己血族的關係の最も近親なるものを封じて以て其王室の藩屏たらしめ、（例へば周の封建制度によりて之を觀るも明かなり、）且つ其血族的關係を忘却せしめざる事を力むべきは、また當然の事なるべし。是れ卽ち周の時代に至るまでは、姓と氏とが明白に區別せられ、（史學雜誌廿一編七號支那古代姓氏論參照）而かも其姓なるものが、政治上重要なる意義を有し、凡ての典禮は皆同姓異姓によりて其間に差別を附し、以て親疎の別を重要視せし所以にして、支那の國家成立の眞相を知らんと欲するものが、決して忘却すべからざる一大事實なりとす。此の如くして支那に於ては其一小部落の時代より其一大國家を統治するの時代に至るまで、家族的團結の精神は久しく涵養せられ、其家族的團結を計る事其事がまた實に其國家をして鞏固ならしむる所以となり、從て其家族的精神によりて國家を統治する事が、支那に於ては最善最良の統治的方略なりと思惟せらるゝに至り、また支那社會に於て特に鞏固なる家族的精神を

釀成助長せしむるに至りし所以なり。

然れども支那にありては、其地理的事情の特異なるが爲めに其何れの時代を問はず、決して忘却すべからざる他の一大事實あり。卽ち異種屬蠻民の存在にして、殊に其上代の社會にありては、極めて重要なる一大事實なりとす。蓋し支那上代にありては、異種屬雜住の社會なるが故に、其間に於ける國家の成立は一面に於て家族の膨脹發展を意味すると同時に、他面に於ては異種屬異姓の調和を意味し、また其附屬を意味す。故に其所謂家族制度の擴張なるものは、他の族父的君主國家に於て見るが如く、單に家族の發展のみを意味するものにあらずして、幾多の異種屬諸部落中にありて、其異種屬諸部落を統括すべき手段としてなされたる、一種特別の意義を有する發展なり。蓋し支那にありては、其種屬なるものが、北より南より西より、相續で黃河流域に集まり來るがために、其數たるや、殆んど無限なるの觀ある結果として、他の國に於て觀るが如く、或一種屬一部落が他種屬他部落を全く征服して、之を同化し終るか、或は全く之を驅逐し終るか、或は其一部は之を同化し、一部は之を驅逐するか、或は自他の間に嚴重なる區別を附し、他は之を奴隷視するかと云ふが如き方法を行ふ事は、到底不可能の事にして、從て他國に於て見るが如く、一面的意義の國家的發展をなすこと能はず、遂に其社會的狀態の必然的結果として、他に類例なき二面的意義を有する、國家的發展をなすのやむなきに至りしなり。

而して此二面的の發展をなすが爲めには、其社會的思想をして、二面に活動せしめざるべからざるの必要を生じ、從て一方に於て嚴重なる家族制度を固守して、自己部落の團結を鞏固ならしむると同時に、他方に於ては大に其門戶を開放し、所謂德を養ふて盛に天下の人心を收攬し、其部落なると個人なるとを問はず、來るものは總て之を迎へ、以て自己部落の附屬となし、その益々多からんことを力むるの必要ありしなり。而かも一家族一部落の膨脹は、遂に其數殆んど無限なる他姓他部落に對抗せられ得べきにあらず。是に於てか如何に其家族主義を固守し、以て其同族部屬の鞏固なる團結を計ると雖も、事實上其國家の基礎は極めて薄弱なるものにして、もし一旦德薄ふして天下の人心を失ふあらんか、其國家は忽ち顚覆の不幸を見るに至るなり。是れ卽ち他方に於て、太古以來支那民族間に行なはれたる

天崇拜の思想に伴ふて、かの所謂天命思想なるものゝ發生を見るに至りし所以なり（天崇拜の思想は何人も知れるが如く、單に支那のみに限られし思想にあらず。されば其發生の起源は、支那のみの研究により、恐らくは、漸々に之を推斷すべきにあらざるべく、他日更に稿を改めて論ずるの時あるべし。）而してかの桑原博士が「天命思想なるものは、もと其主權者たりしものが、自家の基礎を鞏固ならしめんがために、支那民族間に行はれし天崇拜の思想を利用し、政略上自から天命を承けたりと稱し、其天を祭るに際して、其祖を是に配せるものなり」と論せられしが如き、恐らくは後世の思想によりて、其原始的民族の思想を曲解せしものなるべく、其原始的時代に於ては、其主權者たるの位置を得たるものは、眞に自から天の寵榮を蒙むり、天の命を承けたるものと信ぜし事疑ふべきにあらず。人智漸く進歩せる後世に於てすら、特に非常の成功をなせしものは、殆んど皆天命的なる一種の信仰を有するものにして、且つ自から之を信ずるのみならず、世人も亦此の如き非常の成功をなせしものを見ては、他人に異なれる一種の運命神力によりて加護せらるゝが如く信ずるに至り、或は直ちに其力の附與を以て、其社會民族が平常最も尊信するものに歸せんとするに至るが如き、蓋し自然の事なるべく、さればかの支那民族間に於て、其民族中、智德圓滿、人格最高なる、

所謂聖人なるものが、天の明命を承けて天子たり、主權者たるに至りしものなる事を信ずるに至りしこと、また蓋し當然の事なるべし。而かも其天子にして少しく百姓の心を失はんか、忽ちにして其天の寵榮の己が頭上を去るを見ては、眞に天威の畏るべきを思ひ、眞に天意の民心によりて現はるゝものなる事を感ずるに至りしものなるべく、後世人智の進歩せし時代に於て考ふるが如き、政略的思想を以てしては、遂に此の如き重大なる信仰の發生すべき理由を認むる事能はざるなり。かの儒教の教義たる、修己治人の思想の如き、乃ちまた此社會的事情に基するものなるべく、かの家族的思想と天命思想及び民主的思想との、全く矛盾せる二大思想系統か、唯支那に於てのみ不可思議なる調和を得、共に儒教の教條として、之を怪しまざりし所以のものも、亦此社會的事情に基くものにして、孔子は實に此社會的思想によりて、其言を立てし、支那社會の一大產物たるに過ぎざるなり。

從て支那民族が其君主に對するや、卽ち此思想觀念によるものにして、支那の君主、卽ち王或は帝なるものは、詩にも「有命自天、命此文王、于周于京、纘女維莘、長子維行、篤生武王、保右命爾、燮伐大商」（大雅大明）とあり、「侯服于周、天命靡常」（大雅文王）とあり、また「綏萬邦

屢豐年、天命匪解、桓々武王、保有厥士、于以四方、克定厥家、於昭于天、皇以間之」(周頌、桓)とあるが如く、一にまた天子と稱し、明かに天の命を承けて、支那の國家を統治するものにして、政治の中心たり、統治の主體たる位置を有するものなり。而して其統治の地域たるや、其古代の思想に於ては、詩にも「溥天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣」、(小雅、北山)と云へるが如く、乃ち天の下なる全地域に及び、其被治者は卽ち天下の人全部を包有せるものにして、其華人なると戒狄蠻夷なるとは問ふ所にあらざりしものゝ如く、(史學雜誌廿一編七號所載支那古代姓氏論に於て此事に就き論じたり。)此事實は周時代の史乘によりても、明かに認めらるゝ所にして、華人と戒狄蠻夷との相違は單に其文化の相違によりて區別せられしものに過ぎず。決して根本的に其人種の相違を認めしにあらざるなり。故にたとひ前に華人なりしものと雖も、一旦戒狄蠻夷の風を取るに至らんか、直ちに戒狄蠻夷を以て目せられ、またたとひ戒狄蠻夷と雖も、一旦華人の風に化するあらんか、直ちに華人として認められしものにして、啻に其間に根本的の人種的相違を認めざるのみならず、却て天下の萬姓は、皆同一根基より發せしものとして、之を認めんとするの思想存せしものゝ如し。是れ孟子も「舜生於諸馮、遷於負夏、卒於鳴條、東夷之人也、文王生於岐周、卒於畢郢、西夷之人也」、(離婁、句下、章)と云ひて怪しまず、呂子も「秦變於戎者也、楚變於蠻者也、燕變於翟者也」、(讀史方輿紀要による)と論じて疑はざりし所以にして、かの支那の君主が後世に至るもなほ他國の者にして支那に入朝するものあるや、皆之を目するに臣を以てし、其贈物を目するに貢を以てし之を封ずるに王侯の號を以てし、獨り自から天下の君として、萬邦に帝たるを自任せしが如き、卽ち此根本的思想の久しく殘留せしものなる事を認むるなり。卽ち支邦の君主なるものは、天下の中央にして、其文化最も高き中國の地域に住し、人類中最高の人格智德を具有するものにして、天の明命により、天下萬姓を統括すべき實權を附與せられしものなる事を確信せしものゝ如く、而かも其天の心は民の心によりて現はるゝものなりとなせしが故に、たとひ其地位にあるの人と雖も、もし一旦其人格智德の損ずるあらんか、天の寵榮忽ち之を去り、天の心は民の離叛によりて現はるゝものなりと信せしものにして、かの孟子が賊仁者謂之賊、賊義者謂之殘、殘賊之人、謂之一夫、聞誅一夫紂矣、未聞弑君也」、(梁惠王、句下、章)と確言して憚からざりしが如き、此心境を最も明かに表白せしものなるべく、是れ卽ち支那民族の思想觀念にあらはれた

る、支那君主の其國家萬民に對する正面的意義なりとす。故に支那の國體たる、正に一種特異なる民主的の君主國體と稱すべし。

然るに從來諸賢の支那君主に就て論せらるゝもの、或は之を以て羅馬法王に類似せりとせらるゝものあり。例へばウイリアム氏が其著「ミッドル、キングダム」に於て、彼(支那皇帝)と羅馬法王とは、天下に對して自から主張するに、上帝の代理者、天命の解釋者たる權力あるを以てし、倨傲尊大なる稱號を用ひて互に相競へりと云へるが如き卽ち是なり。然れども羅馬法王が神の代理者なりと稱して、精神界に於ける教權を握れる事、ウイリアム氏の言の如くなるべしと雖も、支那の君主が自から天命の解釋者と稱せしことあるを聞かず。支那君主は唯だ天命を承けたる權利者として、天下萬姓に對する統治權を所有するものなることを信ずるのみ。今試みに此二者を比較せんか、羅馬法王が神の代理者として、精神界に於て神の御名により、其教權を行ふものなるに對し、支那君主は天命を承けたる權利者として、實際世界に於て、天下萬姓に對し、自から其統治權を行はんとするものなり。羅馬法王が神の代理者として、何等の制限なき教權を持するに對し、支那君主は天命を承けたる權利者として、而かも一旦其智德人格を損ずるあらんか、直ちに其權利を奪はれ得べきものとして、重大なる制限を附せられたる、其統治權を行ふものなり。故に羅馬法王が神の代理者として、眞に傲然たるを得べき地位を有するに對し、支那君主は天命を承けたる權利者として、內實正に戰々兢々たるべき地位に立てるものなり。而して其權力を得るに至る順序形式に於ても、羅馬法王が一僧正として、他の僧正等の選擧により、其地位に上り、こゝに初めて神の代理者たる特權を得るに對し、支那君主は先づ自から天の命を承けたるものとして、他を壓服し、こゝに群后群民の推戴によれるが如き形式に於て、其位に登るものなり。(後世に至つては、もとより其形式を異にせる場合ありと雖も、其精神は久しく殘留せしものあるを認むるなり。)もし強て其類似の點を求めんか、羅馬法王が神の代理者として、眞に傲然たる態度を持するに對し、支那君主が天命を承けたる權利者として、外面上傲然たる態度を有するにあり。然れども、なほ眞に傲然たると、外面上傲然たるとの差違あり。また羅馬法王が父に比せらるゝに對し、支那君主もまた父に比せらるゝあり。然れども羅馬法王が父に比せらるゝは、天に於ける眞の父の代理者として、其父に比せらるゝものなれども、支那君主が父に比せらるゝ

は、恰かも一家に於ける父の如き心を以て其身を持し、以て其民に向はざるべからずとし、また民は其君主を見る事、恰かも子が其父を見るが如き心を以て心とせざるべからずと云ふが如き君主の統治的心得及び臣民の服從的教條を示すが爲めに用ひられし、一種の比喩的言辭に過ぎず。かの「君者民之父母也」と云ふが如き、また此見地より出し思想にして、君主及び臣民の政治的心得を示せる一種の比喩的言辭なり。觀來れば兩者の差違餘りに甚しく、果して何れの點に於て其類似を見出すべきやをすら、之を知ること能はざるなり。

或は支那の君主を以て、神權を持するものに比せんとするものあり。例へばコフーン氏が支那の國體を以て「古代に於ける主神制に比するに若くはなし」となせるが如き卽ち是なり。然れども此事に就ては、既に立博士も之を非なりとなし、支那の政治は古へのセオクラシーに於けるが如く、神の名を以てする統治に非ずして、天に承けたる所の君主が、自己の名を以てする統治なり」と論せられしが如く、實に支那の君主たるや、決して埃及に於けるファラオーが、日の神の子孫なりとして、また神と同一體のものなりとして、埃及を統治せしが如く、また吾が國に於ける皇

祖皇宗が、日の神の後裔として、また現神として、吾が國を統治し給ひしが如く、或は古代白露に於けるインガが太陽の子孫として其統治をなせしが如く必然的に神權を有するものとして、信ぜられしに比すべきにあらざるなり。

然れども立博士が更に之を以て、「第十九世紀の初頭に於て歐洲にも尙ほ其餘喘を保ちて存在したる所の、神授君權の說に基く國體に比するの穩當なること」を認められたるは、果して當を得たるものなるか。蓋し所謂神授君權なるものは、皆其君權の絕對無限なることを意味するものにして、決して何等の制限をも許すものにあらず。故にかの所謂神授君權說なるものは、本來民主的思想に對する、防禦的の意味を以て起りしものなりしと雖も、支那の天授君權なる思想は、本來民主的思想と不可思議なる調和を以て現はれしものにして、從て其權力たるや、絕對無限なるが如くして、而かも大なる制限を附せられたるものなることは、余輩が既に反覆論述したる所なり。卽ち此一事を以ても既に之を以てかの神授君權なるものに比すべきにあらざることは明白なる所なり。

而して支那の君主は、其國家萬民に對して、以上述しが如き正面的意義を有する

と共に、更にまた余輩が説明の便宜上、之を最後に保留したる、一種の裏面的意義を有するものなることを忘るべからず。是れ卽ち支那の社會的事情の特異なる結果として生じたる、かの所謂二面的精神の發動に基くものにして、支那の君主は其國家萬姓に對する正面的意義に於て、明かに天授君權を有する統治主體にして、決して族父的意義を有するものにあらざる事は、明白なる事實なりと雖も、然れども其裏面的意義に於ては、また明かに同一血族の族長たる意義を有するものなる事を忘るべからず。乃ち公けに於ては明かに天命を承けたる一種の專制君主として、天下萬姓に對し其統治權を行ふものなりと雖も、而かもかの如き社會にありて、其國家を組織し、其統治を行ふに當りては、其最善最良の方略として、先づ同一血族卽ち同姓の鞏固なる團結を必要とせしが爲めに、こゝに是等同姓者に向ては、卽ち明かに其族長としての私權を保有するに至り、其君主としての實權の及ぶべき地域漸く增大すると共に其族長としての私權の及ぶべき範圍を亦漸く大なるものあるに至りしが如し、然れども之あるが爲めに決して其國體が族父的君主國體に變ぜしにあらずして依然として天授君權を有する君主によりて統治せらるゝ、

一種の民主的君主國體なる事を忘るべからず。而して支那の君主なるものは、一方に於て其公けの資格により、天命を承けたる權利者として、天の制裁を受け之れに服事せざるべからざると同時に、他方に於ては、其私の資格によりて、同一血族に對する族長として、其祖宗に服事せざるべからざるの義務を有するなり。是れ卽ち支那の君主が公けに於ては、其國家萬民に對し、統治の全權を有し、また祭天の特權を持せしと同時に、私に於ては、其同族に對し、其族長として萬般に亙りて全權を有し、且つ祭天に次で宗廟の祭祀を重大視せし所以にして、また遂に其祖宗を以て之を天に配するに至りし所以なり。

之を要するに、支那の君主なるものは、天下萬姓に對する統治主體として、最高の人格智德を有し、天命により、其制裁の下に於て其統治を行ふものとして認められ、之に加味するに族父的色彩を以てせるものにして、世界に比類なき一種の專制君主なり。從て其國體も亦世界に比類なき一種の民主的君主國體なる事を認むるなり。

今や清國の上下、維新にこれ急にして、憲法議會の制定、また將に漸く成らんとす。

是時に當り顧みて其君主本來の性質を明かにし、其國體の由て來る所を窮めんとす、また必ずしも無用の事にあらざるべし。唯だ余輩の淺學なる、果して自からを窮め得たるや否やを疑ふのみ。

雜錄

市民的國民經濟學と社會主義的國民經濟學との接近

高橋誠一郎

（一）

社會は洵にケトーの言の如く當然破壞せらる可きものである。古い社會が崩壞して、其敗墟の上に新しい社會は建設せられて行く。偉大なる時の力は須臾息むことなく社會を破壞し、社會を建設してゐる。而して一時代に於ける社會の產物として生じた諸般の學說は、等しく亦社會の推移變遷に伴れて次第々々に其面目を改めて行く。變化は實にあらゆる有形無形の事物に取つて其通態であるが、然も近代の思想界の如く激甚なる變動を受けたものはない。而して這般の變革中其最も著しいものゝ一として擧ぐ可きは、經濟學上確定のものとして認容せられた學說の基礎が動搖を來して其一般の傾向が甚だしく改まつたことである。

凡そ二世代の間。スミスやリカードに指導せられた經濟學は個人主義を目標として驀地に進んだ。權威を以てあらゆる經濟的生活を律せんとするの時代は當に破壞せらる可き秋に逢著した。產業に關する智識が遙に時流に卓越し、能く產業制度の細目に亙つて制規を與ふるに足る偉材は久しく世に出でずして、權威を要するものは凡庸魯鈍な國王や其官僚である。而して技術上及び經濟上の制規は既に時勢遲れと爲つた。國民は今や漸く其青年期を通過した。各個人の能力は益々發達して、漸次あらゆる拘束より解除せられんことを要求するの聲は高くなつた。斯くて新時代の氣運は國民を刺激して、自由放任を呼號し、獨裁專制の權力を排し、失政を非難攻擊する絕叫は社會の各方面に聞えた。此時代の潮流に棹差して來た十五世紀初葉の經濟學者は自由放任の利劍を眞甲に振り翳して、經濟生活上に於けるあらゆる古來の拘束を